

## オープンカウンター方式による見積依頼

### 1 見積依頼に付する事項

- (1) 件名：相模原住宅地区（8）不動産鑑定評価業務
- (2) 仕様等：仕様書のとおり
- (3) 履行期限：令和 8 年 7 月 31 日

### 2 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 07・08・09 年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のうち「調査・研究」において「C 又は D」等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。なお、統一資格を有しない場合は、南関東防衛局オープンカウンター方式実施要領第 5 条第 3 号の規定を満たす者であること。
- (3) 「不動産の鑑定評価に関する法律」（昭和 38 年法律第 152 号）第 22 条第 1 項に基づく登録を受けている不動産鑑定業者であること。
- (4) 令和 5 年度以降、オープンカウンター方式による見積依頼公表日までに完了又は引き渡し完了した業務のうち、神奈川県内の地価公示法（昭和 44 年法律第 49 号）第 2 条第 1 項の規定に基づく、標準地の鑑定評価（以下「公示地調査」という。）又は、国土利用計画法施行令（昭和 49 年政令 387 号）第 9 条の規定に基づく基準地の鑑定評価（以下「基準地調査」という。）の実績を有する不動産鑑定業者であること。
- (5) 次に示す基準全てを満たす不動産鑑定士を配置すること。
  - ア 不動産鑑定法第 4 条に基づく不動産鑑定士であること。
  - イ 令和 5 年度以降、オープンカウンター方式による見積依頼公表日までに完了又は引渡しが完了した業務のうち、神奈川県内の鑑定評価の実績の経験を有する者。
  - ウ 申請者と直接的な雇用関係があること。
- (6) 神奈川県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- (7) その他、南関東防衛局オープンカウンター方式実施要領第 5 条第 4 号から第 6 号までに示す者であること。

### 3 契約条項を示す場所及び問合せ先

- (1) 契約に関する問い合わせ先  
〒 2 3 1 - 0 0 0 3  
横浜市中区北仲通 5 - 5 7

南関東防衛局総務部会計課（担当：会計係）

電 話：045-211-7101

F A X：045-211-7128

メールアドレス：m-moriyasu-sk@ext.s-kanto.rdb.mod.go.jp

(2) 仕様書に関する問合せ先

南関東防衛局管理部施設取得課（担当：賃借契約第2係）

電 話：045-211-7106

4 仕様書等の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間

公表日から令和8年6月16日（火）まで

土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時30分から午後5時までとする。

(2) 交付場所

上記3(1)及び南関東防衛局ホームページ

<https://www.mod.go.jp/rdb/s-kanto/contract/opencar/index.html>

5 事前提出書類の提出方法、提出期限及び提出場所

(1) 提出書類

見積書の提出を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写し

イ 契約の相手方として不適当な者及び不適当な行為をする者に該当しない旨を証明する「暴力団排除に関する誓約書」（様式は別添の様式を使用すること）

ウ 上記2(4)に定める鑑定評価の実績を確認できる資料

記載様式は別冊様式第1とし、実績が確認できる資料（委嘱状及び鑑定評価書等）を添付すること（写しは返却しない）。

エ 上記2(5)に定める不動産鑑定士の資格、経験等に関する資料

記載様式は別冊様式2とし、上記2(5)ア及びイに掲げる基準を満たしていることを判断できる資料（委嘱状及び鑑定評価書等）を添付すること（写しは返却しない）。

また、直接的な雇用関係があることが分かる資料（保険証等）を添付すること（写しは返却しない）。

オ 上記2(3)に定める不動産鑑定業者の登録状況を確認できる資料

記載様式は別冊様式第3とし、登録状況を確認できる証明書の写しを添付すること（写しは返却しない）。

カ 上記2(6)に定める神奈川県内に本店、支店又は営業所を有することが確認できる資料

(2) 提出方法

上記3(1)に持参、郵送（書留便に限る）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る）（以下「郵送等」という。）又は電子メールにより提出すること。

- (3) 提出期限  
公表日から令和8年6月12日(金)午後5時まで  
郵送する場合は、期限までに担当者へ必着すること。
- (4) 提出場所  
上記3(1)のとおり

## 6 見積書の提出方法、提出期限及び提出場所

- (1) 提出方法  
上記3(1)に持参又は郵送等並びに電子メールにより提出すること。  
また、見積書は別添の様式により提出することとする。
- (2) 提出期限  
令和8年6月16日(火)午後5時まで  
郵送する場合は、期限までに担当者へ必着すること。
- (3) 提出場所  
上記3(1)のとおり

## 7 見積合わせの日時

令和8年6月17日(水)午前10時

## 9 見積書の記載金額

見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

なお、契約金額にあたっては、見積書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。)とする。

## 10 契約の相手方の決定方法

予決令第99条の5の規定により決定した予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な見積書を提出した者を契約の相手方とする。

## 11 その他

- (1) 都合により見積合わせを取りやめることがある。
- (2) 契約書等の作成の要否については、以下のとおり。
  - ア 契約書 要
  - イ 請書 否
- (3) 使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨に限る。
- (4) 詳細は、南関東防衛局オープンカウンター方式実施要領及び仕様書による。

以 上

令和8年 月 日

## 見 積 書

支出負担行為担当官

南関東防衛局長 鋤先 幸浩 殿

住 所 :

社 名 :

代表者氏名 :

件名 : 相模原住宅地区(8) 不動産鑑定評価業務

見積金額 : ¥

(内訳書は別紙のとおり)

注 : 金額、月日等の数字は算用数字で明確に記載すること。

## 暴力団排除に関する誓約書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて支担当等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、誓約いたします。

令和8年 月 日

支出負担行為担当官

南関東防衛局長 鋤 先 幸 浩 殿

住 所  
社 名  
代表者氏名

## 標準地又は基準地の鑑定評価の実績

不 動 産 鑑 定 業 者 名	不 動 産 鑑 定 士 名	委 嘱 期 間	標 準 地 番 号 又は基準地番号

※地域：神奈川県内

※期間：令和 5 年度以降

※実績が確認できる資料（委嘱状及び鑑定評価書等）を添付

## 配置不動産鑑定士の登録状況等

氏	名	
登録番号	・登録年月日	
同種業務の経験	委嘱期間	
	標準地番号 又は基準地番号	

※登録状況を確認できる証明書等の写しを添付

※実績が確認できる資料（委嘱状及び鑑定評価書等）を添付

（地域：神奈川県内、期間：令和5年度以降）

※申請者と直接的な雇用関係が確認できる資料（健康保険証等）を添付

## 不動産鑑定業者の登録状況

登録区分・登録番号	
初回登録年月日	
更新登録年月日	
登録有効期限	
事務所の所在地	
商号又は名称	
代表者の氏名（役職名等）	

※登録状況を確認できる証明書等の写しを添付

相模原住宅地区（8）不動産鑑定評価業務

仕 様 書

令和8年

南関東防衛局管理部施設取得課

1 業務名 相模原住宅地区（8）不動産鑑定評価業務

2 履行期限 令和8年7月31日

3 業務内容

(1) 鑑定評価の目的

鶴見貯油施設の用地等を借り上げるにあたり、賃貸借料の算定資料とするため、不動産の鑑定評価を行うものである。

(2) 対象不動産

①宅地

所在地：神奈川県相模原市南区上鶴間字丙三号 4646 番 16

面積：948.76 m<sup>2</sup>の内 350 m<sup>2</sup>

②山林

所在地：神奈川県相模原市南区上鶴間字丙三号 4645 番

面積：1,596 m<sup>2</sup>の内 350 m<sup>2</sup>

③畑

所在地：神奈川県相模原市南区上鶴間字丙一号 4366 番

面積：1,857 m<sup>2</sup>の内 350 m<sup>2</sup>

④山林

所在地：神奈川県相模原市南区上鶴間字丙四号 4883 番 1

面積：1,110 m<sup>2</sup>の内 350 m<sup>2</sup>

(計 4 筆 1,400 m<sup>2</sup>)

(3) 鑑定評価の条件

① 評価時点：令和8年4月1日

② 評価の種類：正常価格として評価すること。

③ 評価地に所有権以外の権利があるときは、当該権利が存しないものとしての価格であること。

④ 対象不動産の賃貸借契約にあたって、保証金、敷金等の一時金の授受はないものとする。

⑤ 駐留軍施設として使用されていることにより、評価依頼地の価格が低下したと認められた時は、その影響がなかったものとしての価格であること。

⑥ 評価依頼地は駐留軍施設としての制約を受けないものとしての価格であること。

⑦ 評価依頼地が地価公示地（昭和44年法律第49条）第2条第1項の都市計

画区域内の土地であるときは、同法第6条の規定により公示された標準地の価格を基準として求めた価格であること。

⑧ 賃貸借後における対象不動産の維持管理は、賃借人側において行うものであること。

⑨ 鑑定評価に当たっては、当該評価を決定するに至った経過及び理由を鑑定評価書に記載するとともに、採用した資料、鑑定評価の手順等に関する事項を明らかにすること。

#### 4 現地確認のための立会日時及び集合場所

発注者と受注者が協議して定めるものとする。

#### 5 再鑑定評価又は補完等

(1) この仕様書による鑑定評価条件等に適合した鑑定評価を行わなかった場合には、再鑑定評価を求め、又は鑑定評価額の決定理由の不備の補完若しくは採用した評価に関する資料、鑑定評価の手順等に関する事項の追加提出を求めることがある。

(2) 前項の再鑑定評価又は不備の補完等のために要する費用は、受託者の負担とする。

#### 6 不動産鑑定士等の条件

評価地の鑑定評価に当たって、次の各号に該当する不動産鑑定士又は不動産鑑定士補に当該土地の鑑定評価を行わせてはならない。

(1) 評価地の所有者又は評価地に所有権以外の権利を有する者

(2) 前号に掲げる者の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族、同居の親族、代理人又は保佐人である者。

(3) 前2号に掲げる者のほか、評価地の評価の公正を妨げる事情があると認められる者。

(4) 「不動産の鑑定評価に関する法律」(昭和38年法律第152号)(以下、「不動産鑑定法」という。)第40条に規定する懲戒処分に期間中でないこと。

#### 7 鑑定評価書の作成

(1) 対象不動産の鑑定評価書は、正本1部、副本1部を提出すること。

- (2) 不動産鑑定評価基準（平成14年7月3日国土交通省）及び不動産鑑定評価基準運用上の留意事項（平成14年7月3日国土交通省）に基づき各対象不動産の鑑定評価を行うこと。
- (3) 提出先：南関東防衛局 管理部 施設取得課 賃借契約第2係

## 8 留意事項

- (1) 履行期限を厳守すること。
- (2) 本評価にあたり、知り得た事項及び評価額については、不動産鑑定法第6条及び第38条の規定を遵守し、守秘義務を負うものとする。
- (3) 本物件に対し、他からの評価依頼は辞退すること。
- (4) 契約履行にあたり、作業の全部を一括して第三者に委託しないこと。
- (5) 鑑定評価書正本の提出前に、予め鑑定評価書の原稿を提出すること。

添付書類：1 案内図

2 鑑定評価対象不動産位置図

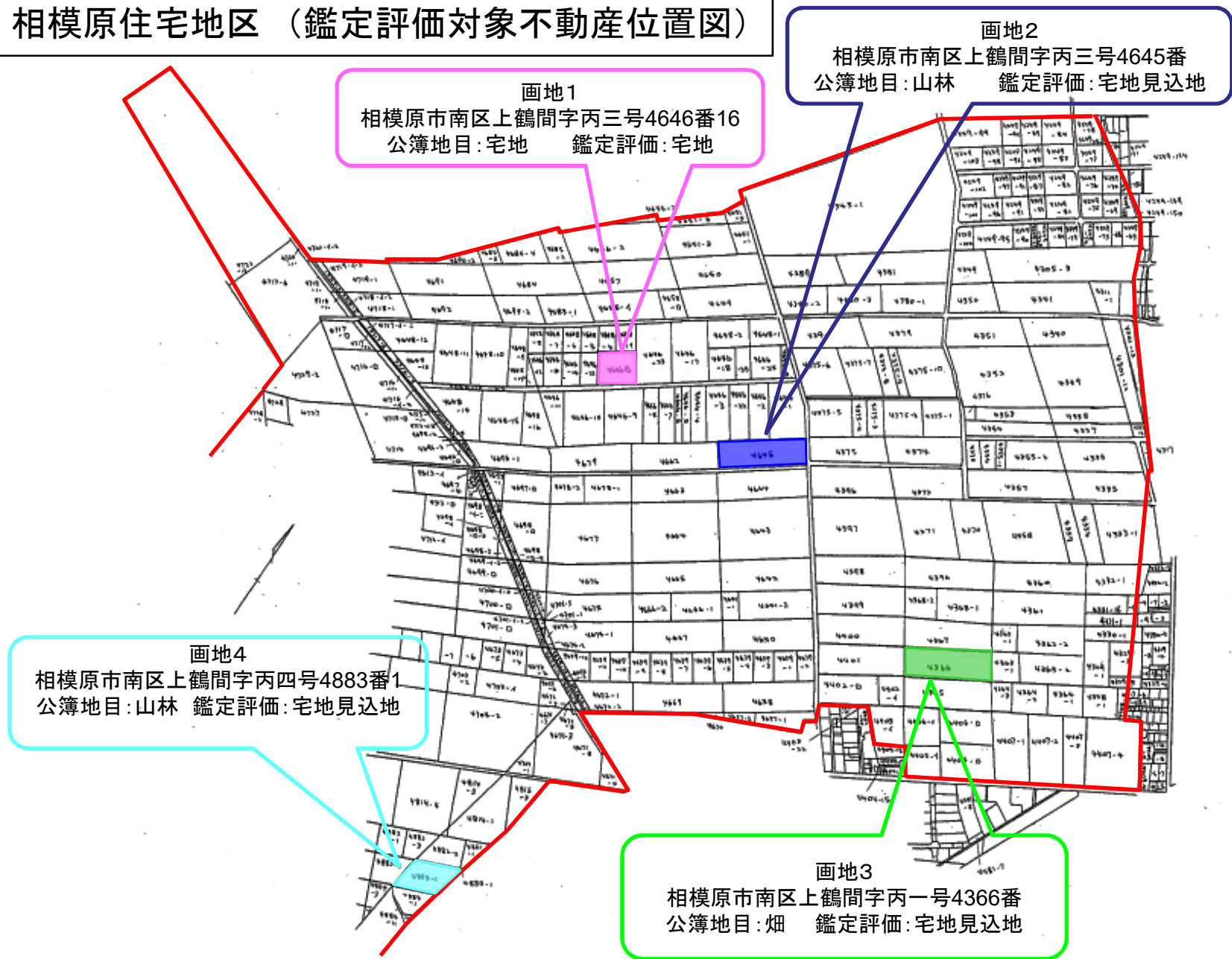
# 案内図



米軍相模原住宅

施設番号	3102
施設名	相模原住宅地区
所在地	相模原市

# 相模原住宅地区（鑑定評価対象不動産位置図）



# 不動産鑑定評価業務委託契約書（案）

- 1 業 務 名 相模原住宅地区（8）不動産鑑定評価業務
- 2 履 行 期 間 令和 年 月 日から  
令和 年 7月31日まで
- 3 履 行 場 所 神奈川県相模原市
- 4 業 務 委 託 料 ¥ , \_\_\_\_\_  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ )
- 5 契 約 保 証 金 免 除

上記の業務について、発注者 支出負担行為担当官 南関東防衛局長 鋤先 幸浩 と  
受注者 は、各々の対等な立場における合意に基づいて、  
次の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 官職氏名 支出負担行為担当官  
南 関 東 防 衛 局 長  
鋤 先 幸 浩 ㊟

受注者 住 所  
会 社 名  
代表者氏名 ㊟

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、仕様書等（別冊の仕様書、図面をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、この契約書記載の業務（以下「業務」という。）をこの契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を発注者に引渡すものとし、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 発注者は、その意図する業務を完了させるため、業務に関する指示を受注者又は第9条に定める受注者の業務責任者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は第9条に定める受注者の業務責任者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受注者は、この契約書若しくは仕様書等に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 8 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

- 第4条 受注者は、業務の全部を一括して、第三者に委託し又は請け負わせてはならない。
- 2 受注者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委託し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第5条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下この条において「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(成果物の帰属)

第6条 この契約によって生ずる成果物は、発注者に帰属するものとする。

(秘密の保持)

第7条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 受注者は、成果物を（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(監督官)

第8条 発注者は、監督官を定めたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督官を変更したときも同様とする。

2 監督官は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督官に委任したもののほか、仕様書等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 発注者の意図する業務を完了させるための受注者又は受注者の業務責任者に対する業務に関する指示

(2) この契約書及び仕様書等の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3) この契約書の履行に関する受注者又は受注者の業務責任者との協議

(4) 業務の進捗の確認、仕様書等の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

3 発注者は、2名以上の監督官を定め、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督官の有する権限の内容を、監督官にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては、当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督官の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 第1項の規定により、発注者が監督官を定めたときは、この契約書に定める指示等は、仕様書等に定めるものを除き、監督官を経由して行うものとする。この場合においては、監督官に到達した日をもって、発注者に到達したものとみなす。

(業務責任者)

第9条 受注者は、業務の技術上の管理を行う業務責任者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

2 業務責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを業務責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(履行報告)

第10条 受注者は、仕様書等に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

ない。

- 2 発注者又は監督官は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務の処理状況について調査をし、又は報告を請求することができる。

(土地への立入り)

第 11 条 受注者が調査のために第三者が所有する、又は管理する土地に立入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、発注者がその承諾を得るものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者は、これに協力しなければならない。

(仕様書等又は業務に関する指示の変更)

第 12 条 発注者は、必要があると認めるときは、仕様書等又は業務に関する指示の変更内容を受注者に通知して、仕様書等又は業務に関する指示を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第 13 条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第 14 条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により、履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

(履行期間の変更方法)

第 15 条 履行期間の変更については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から 7 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（前条の場合にあつては、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(業務委託料の変更方法)

第 16 条 業務委託料の変更については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から 7 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者が協議して定める。

(一般的損害)

第 17 条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第 1 項、第 2

項若しくは第3項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第18条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する損害のうち、発注者の指示その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。ただし、受注者が、発注者の指示が不相当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(検査及び引渡し)

第19条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

3 発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認したときは、速やかに受注者に対して成果物の引渡しを求め、受注者はこれに応じなければならない。

4 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに補正して、発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして前3項の規定を適用する。

(業務委託料の請求及び支払い)

第20条 受注者は、前条第2項の検査に合格し、成果物を発注者に引渡したときは、業務委託料の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定に基づく適法な支払い請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査を完了しないときは、その期限を経過した日から検査を完了した日までの期間の日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(引渡し前における成果物の使用)

第21条 発注者は、第19条第3項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合において、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者の費用が増加し、又は損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(第三者による代理受領)

第22条 受注者は、発注者の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第20条第

2項の規定に基づく支払いをしなければならない。

(契約不適合責任)

第23条 発注者は、成果物の引渡しを受けた後において、当該成果物が契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対して相当の期間を定めて、その契約不適合の補正を請求し、又は補正に代え若しくは補正とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項において受注者が負うべき責任は、第19条第2項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。

3 第1項の規定による契約不適合の補正又は損害賠償の請求は、第19条第3項の規定による成果物の引渡しを受けた日から1年以内に行わなければならない。

4 発注者は、成果物に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨をただちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合の補正又は損害賠償を請求することはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

5 第1項の規定は、成果物の契約不適合が仕様書等の記載内容、発注者の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第24条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、遅延日数に応じ、業務委託料に年3パーセントの割合で計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第20条第2項の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(発注者の解除権)

第25条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき事由により、履行期間内に又は履行期間経過後相当の期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。

(2) 業務責任者を配置しなかったとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(4) 第4条第1項又は第2項の規定に違反したとき。

(5) 第27条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第26条 発注者は、業務が完了するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

第27条 受注者は、発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったときは、契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除の効果)

第 28 条 契約が解除された場合には、第 1 条第 2 項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分委託料の額は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から 7 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(賠償金等の徴収)

第 29 条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額が発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払の日まで年 3 パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年 3 パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(補則)

第 30 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。

附則

(人権配慮の取組)

受注者は、『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』（令和 4 年 9 月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係政府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努める。

## 暴力団排除に関する特約条項

発注者及び受注者は、暴力団排除に関し次の特約条項を定める。

(属性に基づく契約解除)

第1条 発注者は、警視庁又は道府県警察本部の暴力団排除対策を主管とする課の長（以下「暴力団対策主管課長」という。）への照会、又は暴力団対策主管課長からの通知により、受注者が次の各号の一に該当すると認められたときは、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 受注者は、発注者から求めがあった場合、受注者の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表とする。）及び登記簿謄本の写しを提出するとともに、これらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意するものとする。

(行為に基づく契約解除)

第2条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(暴力団排除に関する表明及び確約)

第3条 受注者は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 受注者は、前2条各号の一に該当する者（以下「排除対象者」という。）を下請負者等（下請負者（再下請負以降の全ての下請負者を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び下請負者又は受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請負者等に対する契約解除)

第4条 受注者は、契約後に下請負者等が排除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負者等との契約を解除し、又は下請負者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 発注者は、受注者が下請負者等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負者等との契約を解除せず、若しくは下請負者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第5条 発注者は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 受注者は、発注者が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3 発注者は、第1条、第2条及び前条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の10パーセントの金額を受注者から違約金として徴収するものとする。

4 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(不当介入に関する通報、報告)

第6条 受注者は、自ら又は下請負者等が、暴力団、暴力団員、社会運動、政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

## 談合等の不正行為に関する特約条項

発注者及び受注者は、談合等の不正行為に関し、次の特約条項を定める。

(談合等の不正行為に係る解除)

第1条 発注者は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - 二 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 受注者は、この契約に関して、受注者又は受注者の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを発注者に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第2条 受注者は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、発注者が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
  - 二 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - 三 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - 四 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の10分の1に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。
- 一 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項及び第7項の規定による納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

- 二 当該刑の確定において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 三 受注者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 受注者は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

## 債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項

甲及び乙は、債権譲渡制限特約の部分的解除に関し、次の特約条項を定める。

(債権譲渡制限特約の部分的解除)

第1条 契約条項第3条の規定にかかわらず、乙が中小企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）である場合には、乙が流動資産担保融資保証制度を利用することが可能なときに限り、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対し、甲に対する売掛債権を譲渡することができる。

2 前項の規定に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合には、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が予算決算及び会計例（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、センター支出官に対して支出の通知を行った時点で効力を生ずるものとする。

3 前項の規定は、甲が、前渡資金から乙に対価を支払う場合には適用しない。

(譲渡可能な売掛債権)

第2条 前条第1項の規定により乙が譲渡することのできる売掛債権は、乙が当該売掛債権を譲渡しようとする時点において、乙が反対給付の履行を完了していることを甲が受領検査調書や納品書などにより確認しており、かつ、その金額が確定しているものとする。

(部分払、前金払又は概算払との関係)

第3条 乙は、第1条第1項の規定により売掛債権を譲渡しようとする時点において、既に甲からこの契約に係る代金の部分払、前金払又は概算払を受けている場合には、確定した契約金額と、既に支払を受けている金額との差額のみ譲渡することができる。

(承諾申請及び通知の様式)

第4条 乙は、甲に対し売掛債権の譲渡の承諾申請又は通知を行う場合には、必要書類を添付の上、通知は様式2により行わなければならない。

(承諾の様式)

第5条 甲は、乙からの債権譲渡の承諾申請について承諾する場合には、譲渡の対象となる売掛債権が第2条に規定する要件を満たすことを確認の上、様式1に定めた事項を遵守することを条件として承諾するものとする。

(甲の権利及び利益)

第6条 甲及び乙は、乙の売掛債権譲渡が、契約不適合責任に係る権利、債務不履行等による契約の解除権、期限の利益、部分払、前金払又は概算払による債務の一部消滅、契約条項に基づく契約金額の変更その他契約内容の将来の変更、その他この契約に基づき甲が有する権利及び利益に一切の影響を及ぼさないよう、必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、甲に対する売掛債権を譲渡しようとする場合には、あらかじめ信用保証協会及び金融機関に対し、原契約条項及びこの特約条項の内容を説明しなければならない。

(様式1)

債権譲渡承諾申請書

年 月 日

支出負担行為担当官 殿

住 所:  
譲渡人:(甲)  
代表者:

住 所:  
譲受人:(乙)  
代表者:

住 所:  
譲受人:  
代表者:

〇〇株式会社(以下「甲」という。)は、下記の〇〇契約条項第〇条の規定に基づいて貴殿より〇年〇月〇日に契約の履行の確認を受けました。つきましては、「債権譲渡承諾書」による貴殿の承諾がなされることを前提として、甲が〇〇契約に基づく代金債権(以下「譲渡対象債権」という。)を株式会社〇〇銀行(以下「乙」という。)及び〇〇信用保証協会(以下「丙」という。)に譲渡し、乙及び丙が譲渡対象債権を準共有として譲り受けたいので、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」第1条及び第4条の規定に基づき、貴殿の承認を得たく申請します。

その際、甲、乙及び丙は、下記の点につき、予め承諾していることを申し添えます。

1. 譲渡対象債権に係る乙及び丙への支払については、従前どおり〇〇契約条項第〇項〇号の規定に基づき、契約物品(又は役務)全体の完成、納入及びその確認を条件としてなされること。
2. 乙及び丙は第三者に譲渡対象債権を再譲渡し、これに質権を設定し、又はその他譲渡対象債権の帰属並びに行使を阻害する行為を行わないこと。
3. 国に対しては、譲渡対象債権に係る〇〇契約条項(当該契約条項に基づく変更契約を含む。)以外の責任は求めないこと、同契約条項に規定される甲の契約不適合責任については、従前どおり甲が継続して負担するものであること、及び債権譲渡に要する信用保証料、金利その他一切の費用については甲の負担であって、国に負担を求めることはないこと。
4. 本件申請の内容について、直接確認することがあること。

また、同契約条項に基づく代金は、乙及び丙が指定する下記の口座にお振り込み下さい。

記

1. 甲と乙の間で締結された令和 年 月 日付〇〇〇契約

- (1) 調達要求番号
- (2) 契約品名
- (3) 納期
- (4) 認証番号及び認証年月日

2. 譲渡債権額

- |                |   |   |
|----------------|---|---|
| (1) 契約代金額      | 金 | 円 |
| (2) (一) 前金支払額  | 金 | 円 |
| (3) (一) 既譲渡債権額 | 金 | 円 |
| (4) 差引譲渡債権額    | 金 | 円 |

3. 乙及び丙が指定する口座の表示

〇〇銀行〇〇支店・口座の種類

口座人名義〇〇・口座番号〇〇〇〇

注:本承諾申請書は必要に応じて修正することを妨げないが、「予め承諾している事項」の内容は修正してはならない。

債権譲渡承諾書

住 所:  
譲渡人:(甲)  
代表者:

住 所:  
譲受人:(乙)  
代表者:

住 所:  
譲受人:  
代表者:

上記申請につき、〇〇契約に基づく譲渡対象債権の乙及び丙への譲渡については、下記の事項を甲、乙及び丙が遵守することを条件として、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項第5条」の規定に基づき承諾します。

記

1. 本承諾によって、〇〇契約（当該契約条項に基づく変更契約を含む。）に規定する国の権利及び利益には何ら変更がなく、また甲の本契約上の責任は一切軽減されるものではないこと。
2. 乙及び丙は第三者に譲渡対象債権を再譲渡し、これに質権を設定し、又はその他譲渡対象債権の帰属並びに行使を阻害する行為を行わないこと。
3. 国による代金の支払は、〇〇契約条項第〇条の規定に基づき行われるものであること。

支出負担行為担当官

確認日付欄

(お問い合わせ先)  
担当：  
電話：

注：担当官は、本承諾書について修正が必要な場合には、適宜修正して差し支えない。

(様式2)

[内容証明郵便等の民法施行法第5の規定による証書]

債権譲渡通知書

支出負担行為担当官 殿

住 所:  
譲渡人:(甲) ○○株式会社  
代表者:  
担当者:  
連絡先:

住 所:  
譲受人:(乙) 株式会社○○銀行  
代表者:  
担当者:  
連絡先:

住 所:  
譲受人:(丙) ○○信用保証協会  
代表者:  
担当者:  
連絡先:

○○株式会社(以下「甲」という。)は、下記の○○契約条項第○条の規定に基づいて貴殿より○年○月○日に契約の履行の確認を受け【〔準確定契約及び概算契約の場合は記述〕、かつ○年○月○日に契約金額が確定し】ました。よって、甲が○○契約に基づく代金債権(以下「譲渡対象債権」という。)を株式会社○○銀行(以下「乙」という。)及び○○信用保証協会(以下「丙」という。)に譲渡し、乙及び丙が譲渡対象債権を準共有として譲り受けました。つきましては、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」第1条及び第4条の規定に基づき、本書をもってご通知申し上げます。

その際、甲、乙及び丙は、下記の点につき、予め承諾していることを申し添えます。

1. 譲渡対象債権に係る乙及び丙への支払については、従前どおり○○契約条項第○項第○号の規定に基づき、契約物品(又は役務)全体の完成、納入及びその確認を条件としてなされること。
2. 乙及び丙は第三者に譲渡対象債権を再譲渡し、これに質権を設定し、又はその他譲渡対象債権の帰属並びに行使を阻害する行為を行わないこと。
3. 国に対しては、譲渡対象債権に係る○○契約条項(当該契約条項に基づく変更契約を含む。)以外の責任は求めないこと、同契約条項に規定される甲の契約不適合責任については、従前どおり甲が継続して負担するものであること、及び債権譲渡に要する信用保証料、金利その他一切の費用については甲の負担であって、国に負担を求めることはないこと。
4. 本件申請の内容について、直接確認することがあること。

また、同契約条項に基づく代金は、乙及び丙が指定する下記の口座にお振り込み下さい。

記

1. 貴殿と甲との間で締結された 年 月 日付〇〇契約

- (1) 調達要求番号
- (2) 契約品名
- (3) 納期
- (4) 認証番号

2. 譲渡債権額

- |                |   |   |
|----------------|---|---|
| (1) 契約代金額      | 金 | 円 |
| (2) (一) 前金支払額  | 金 | 円 |
| (3) (一) 既譲渡債権額 | 金 | 円 |
| (4) 差引譲渡債権額    | 金 | 円 |

3. 乙及び丙が指定する口座の表示

〇〇銀行〇〇支店・口座の種類

口座人名義〇〇・口座番号〇〇〇〇

注：本通知は必要に応じて修正することを妨げないが、契約履行の確認日に係る部分及び契約金額の確定日に係る部分並びに「予め承諾している事項」の内容は修正してはならない。

## 保有個人情報等の取扱いに関する特約条項

(善良なる管理者の注意義務)

第1条 受託者は、善良な管理者の注意をもって委託業務を行うものとする。

(秘密保持義務、目的外利用の禁止等の義務)

第2条 受託者は、この契約の履行に際し知得した秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(安全確保の措置)

第3条 受託者は、個人情報等の漏えい等の防止のため、適切な措置をとらなければならない。

(再委託)

第4条 受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に請け負わせる場合には、あらかじめ、書面により委託者の承認を受けなければならない。

(個人情報等の利用及び第三者への提供)

第5条 受託者は、委託業務に係る個人情報を他の目的で利用してはならない。また、当該情報を第三者へ提供してはならない。

2 受託者は、この契約の履行に必要な場合を除き、受託者の事業所から個人情報等を持ち出してはならない。

3 受託者は、この契約の履行に際し、個人情報等を取扱う従業員を明確にするものとする。

(個人情報等の複製等)

第6条 受託者は、個人情報等を複製する場合には、あらかじめ、書面により委託者の承認を受けなければならない。

(個人情報等の管理状況についての検査)

第7条 受託者は、従業員に対する監督・教育、契約内容の遵守状況等個人情報等の管理につき、定期的に検査を行う。また、委託者は、特に必要と認めた場合には、受託者に対し、個人情報等の管理状況に関し質問し、資料の提出を求め、又はその職員に受託者の工場等の関係場所に立入調査をさせることができる。

(事故等の発生時における報告)

第8条 委託業務に係る個人情報等に関する事故等が発生した場合には、受託者は、速やかに、その内容を委託者に報告しなければならない。

(違反した場合における契約解除の措置)

第9条 委託者は、受託者が正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しない場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(委託終了時における個人情報等の消去及び媒体の返却)

第10条 受託者は、この契約の履行が終了した場合は、受託者は個人情報等を委託者に返却または廃棄しなければならない。